

第7章 環境影響の総合的な評価

第 7 章 環境影響の総合的な評価

対象事業実施区域は、開港以来横浜の発展をけん引してきた関内・関外地区の中心であり、横浜の顔として長年にわたり市民に親しまれてきた関内駅前地区に位置し、古くからの業務集積地区として、旧横浜市庁舎街区とともに関内地区の玄関口としての都市景観を形成してきました。

平成 30 年 10 月には、横浜駅周辺やみなとみらい地区等の地域を包含していた「横浜都心・臨海地域」の都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定の拡大に伴い、「関内駅周辺地区」等も特定都市再生緊急整備地域に属することになりました。また、関内駅周辺地区の新たな方向性を示し、望ましい街づくりを進めるため、平成 31 年 1 月に「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」、令和 2 年 1 月に「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」が策定され、対象事業実施区域は、関内・関外地区の活性化の核となる連鎖的に大規模な土地利用転換が見込まれるエリアとして、「国際的な産学連携」、「観光・集客」機能、商業機能と住居機能が適切に共存する街区と位置付けられています。

本事業では、これら上位計画の方向性に沿って、「国際的な産学連携」、「観光・集客」機能の誘導、関内地区の玄関口として魅力ある景観形成、新たな交通結節点機能の強化等の実現を目的として、グローバルビジネス創造拠点、様々なシーンで来訪者を呼び込む魅力的な観光・集客の拠点、新たなコミュニティを創出する住宅機能等の整備を行うために、まとまりのある建築敷地を JR 関内駅側に創出し、関内・関外地区のまちづくりに貢献する計画を進めます。また、対象事業実施区域に含まれる一部市道の改廃により、市道関内本牧線第 7002 号線沿道に交通広場を整備する敷地を創出します。

さらに、隣接事業においても、新たな関内地区の玄関口として、市道山下町第 5 号線を歩行空間として整備する計画を含む、新しい街づくりを推進する検討が進められています。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、工事中では、温室効果ガス、廃棄物・建設発生土、大気質、騒音、振動、地盤、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）の 7 項目、供用時には、温室効果ガス、生物多様性（動物）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、電波障害、日影（日照障害）、風害、安全（浸水）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観の 12 項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、ほとんどの項目において、国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準を満足する、もしくは周辺環境に著しい影響を及ぼさないものと予測されました。また、事業者による管理のもと、環境の保全のための措置を適切に講じることで更なる影響の低減が図れるものと考えます。

以上、予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画立案時や工事中、供用時に様々な環境の保全のための措置を講じることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者の実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

ただし、事業者としては、予測結果が環境保全目標を満足しなかった環境影響評価項目、環境保全目標は満足するものの国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準との差が小さかった環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次章に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていくこととして考えています。